

平成 18 年 1 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社ガーラ
代 表 者 代表取締役社長 菊川 暁
(コード番号 4777 大証ヘラクレス)
問 合 せ 先 管理本部長 藤田 公司
(TEL 03-5778-0321 (代表))

当社のインサイダー取引未然防止の改善策について

平成 18 年 1 月 13 日におきまして、証券取引等監視委員会から、当社従業員に対し証券取引法違反と認定し、内閣総理大臣及び金融庁長官へ勧告したとの発表がなされました。

当社では、未然防止策の導入や社員教育により、インサイダー取引未然防止に取り組んでまいりましたが、今回の不正事件の発生を厳粛に受け止め、更なる未然防止策の導入や社員教育の徹底を図り、再発防止に努めてまいる所存であります。

平成 17 年 6 月より実施しているインサイダー取引未然防止管理の改善策は以下のとおりであります。

記

【内部者情報の管理強化策について】

1. インサイダー取引未然防止の教育の徹底

(1) 不正事件の発生直後の教育徹底

- ① 内部者取引管理規程の説明会を実施し、規程内容の周知徹底
- ② 証券会社の講師によるインサイダー取引説明会の実施

(2) 恒常的な教育制度の整備

- ① 毎年 1 回以上、全役職員を対象に、インサイダー取引説明会の実施
- ② 入社時の個別教育を強化

2. インサイダー取引未然防止管理の強化

インサイダー情報が発生した時点で、情報保有者から情報取扱責任者に報告が行われ、情報取扱責任者が情報内容や情報取得者を台帳管理するとともに、情報取得者に「インサイダー情報受領書」に署名させ提出を求めています。

なお、この「インサイダー情報受領書」には、情報漏洩及びインサイダー取引の禁止を記載しており、情報取扱を徹底しております。

手続きにつきましては、以下のとおりであります。

- ① インサイダー情報が発生した時点で、情報保有者から情報取扱責任者に報告
- ② 情報取扱責任者が内容、取得者、取得日等を台帳管理
- ③ 情報取扱責任者は情報取得者に「インサイダー情報受領書」の提出を求める
- ④ 情報取得者は「インサイダー情報受領書」に自署し、情報取扱責任者に提出
- ⑤ 提出時に情報取扱責任者は再度インサイダー取引の禁止を通知
- ⑥ 「インサイダー情報受領書」は情報取扱責任者が管理

【従来の自社株式売買管理及びインサイダー情報未然防止教育】

1. 「株式売買申請書」による申請・許可

自社株式の売買を希望する者は「株式売買申請書」を会社に提出し、会社の許可を得ることとなっております。

2. 自社株式売買禁止期間

自社株式の売買禁止期間は次のとおりであります。

- (1) 「経営に重大な影響を及ぼす未公表の事実及び未決定の当該事実に準じた情報」(インサイダー情報)の存在時
- (2) ディスクロージャーの沈黙期間(決算発表資料準備期間)

3. インサイダー取引未然防止教育

インサイダー取引未然防止教育は次のとおりであります。

- (1) 全役職員を対象に、インサイダー取引未然防止教育を実施
- (2) 入社時に個別教育を実施

以 上